

福島駅前交流・集客拠点施設管理運営事業審査委員会規則をここに公布する。

令和4年12月26日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 62 号

福島駅前交流・集客拠点施設管理運営事業審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて行う福島駅前・交流集客拠点施設管理運営事業の実施に当たり、競争性、公正性及び透明性を確保して同法第2条第2項に規定する特定事業の選定及び同条第5項に規定する選定事業者となるべき事業者（以下「事業者」という。）を選定するため、福島駅前交流・集客拠点施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和4年条例第 号）第3条の規定に基づき設置する福島駅前交流・集客拠点施設管理運営事業審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業者の選定に関する次の事項を所掌する。

(1) 実施方針の策定に関すること。

- (2) 特定事業の選定に関する事。
- (3) 公募資料の策定に関する事。
- (4) 事業者の選定に係る評価基準に関する事。
- (5) 事業者の選定及び認定に係る審査及び評価に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、福島駅前交流・集客拠点施設管理運営事業に関し市長が必要と認める事項に関する事。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長及び副委員長は、再任されることができる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初開催される会議は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

6 会議は、非公開とする。

(オンラインによる出席)

第5条 委員は、委員長が必要と認めたときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。以下同じ。）によって委員会に出席することができる。

2 委員長がオンラインによって会議に出席する場合は、副委員長が会議の議長となる。

3 委員長及び副委員長がオンラインによって会議に出席する場合は、委員長の指名を受けた委員が会議の議長となる。

(審査結果の公表等)

第6条 市長は、審査結果を公表することが必要であると判断したときは、公表することにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する事項及び時期等を決定し、公表することができる。

2 委員会は、事業者の選定及び認定の過程に係る公正性及び透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、商工観光部コンベンション施設整備課において処理する。

2 市長は、必要があると認めた者を委員会の事務局に参加させることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び会議の議事に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。